

広島県教育委員会会議録

平成30年12月4日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

平成30年12月4日（火） 13：30開会
15：02閉会

1 出席者

教育長	平川理恵
委員	細川喜一郎
	中村一朗
	志々田まなみ
	近藤いずみ
	菅田雅夫

2 欠席委員

なし

3 出席職員

管理部長	池田克輝
教育部長	諸藤孝則
乳幼児教育・教育支援部長	池田肇
参与	北川千幸
理事	榊原恒雄
総務課長	大内貞夫
秘書広報室長	山崎真紀
教職員課長	山田哲也
県立学校改革担当課長	吉田宏
義務教育指導課長	中谷一志
特別支援教育課長	西岡律子

教育委員会会議定例会日程

日程第1	会議録署名者について	1
日程第2	第2号議案 県立特別支援学校の再編整備について	1
日程第3	報告・協議1 平成31年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任方針について	4
日程第4	報告・協議2 小学校（5，6年生）の英語教育の「教科」化の動向について	5
日程第5	第1号議案 平成30年広島県議会12月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について	9
日程第6	第3号議案 教職員人事について	9

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですけれども、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、志々田委員、近藤委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますので、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案は、議会提案前の内部検討を行うものであり、第3号議案は、個別の人事に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はございませんでしょうか。

それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。

第1号議案の平成30年広島県議会12月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について、第3号議案の教職員人事については、公開しないということに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第1号議案及び第3号議案を公開しないで審議することといたします。

第2号議案 県立特別支援学校の再編整備について

平川教育長： それでは、第2号議案、県立特別支援学校の再編整備について、吉田県立学校改革担当課長、説明をお願いします。

吉田県立学校改革担当課長： それでは、第2号議案によりまして、県立特別支援学校の再編整備について御説明をいたします。

お手元の資料の表紙の「1 提案の要旨」にございますが、黒瀬特別支援学校安浦分級を、平成32年度から、黒瀬特別支援学校の本校に統合するものでございます。

また、この再編整備に伴いまして、「広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則」の一部を改正したいと考えております。

それでは、提案の内容につきまして、御説明をさせていただきます。

まず初めに、この黒瀬特別支援学校安浦分級の概要について御説明をいたします。資料の5ページを御覧ください。この黒瀬特別支援学校安浦分級は、呉市安浦町にございます医療法人西本会安浦病院の敷地内に併設しております。知的障害者である生徒に対する教育を行う高等部普通科を設置しておりまして、安浦病院に入院している者を就学の対象としております。

今年度、分級に配置しております教職員数は、部主事1名、教諭3名、養護教諭1名の計5名でございます。

沿革といたしましては、昭和54年4月に、当時の呉養護学校安浦分級として、小学部、中学部を開設し、その翌年の昭和55年4月に高等部を開設しました。昭和63年4月に呉養護学校黒瀬分校が本校化いたしましたので、それに伴って、黒瀬養護学校安浦分級に所管換えをいたしまして、平成16年3月には在籍者がいなかったことから、小学部、中学部を廃止し、その後、現在に至っております。

在籍生徒数につきましては、今年度は、各学年1名の合計3名でございます。平成18年度以降は、全校生徒数が1桁の状況が続いております。平成28年度からは、入学者が1名という状況でございます。

また、高校相当の学齢期に当たる生徒が在籍していない状況が10年以上続いているところでございます。

それでは、資料を戻っていただきまして、1ページを御覧ください。2の安浦分級を本校に統合する理由でございますが、まず、安浦分級につきましては、近年、在籍者数が少ない状況が続いており、高校の学齢期に当たる生徒も長期にわたって在籍していないこと、また、新しい特別支援学校の学習指導要領では、生徒が多様な他者と協働して、課題を解決していくことが求められており、その要請に適切に対応していくための学習環境を確保していく必要がございますが、現行の分級では生徒数が3名であり、他者と関わることでできる機会が極めて少ないことから、生徒の学習環境を改善するために、分級を本校に統合するというものでございます。

次に、「3 今後のスケジュール」でございますが、まず、平成31年3月に、来年度の高等部の入学者選抜を予定しております。現時点におきまして、安浦分級への入学を検討される方が1名いらっしゃるかと伺っております。

その後、平成32年3月末に分級を廃止いたしまして、同年4月1日から本校に統合した上で、その後、分級施設の解体等を行うこととしております。

なお、病院側に確認いたしましたところ、現時点では、来年入学を検討されている方以外に、今後、就学を希望する方はいないのではないかとということでございます。

次に、4の安浦分級の廃止に伴う在籍生徒の取扱いでございます。図にお示ししておりますように、平成31年度は、現行どおり分級を設置した上で、他者と関わることでできる機会を増やしていくという観点から、原則として月1回程度、分級の生徒が本校に出向き、授業に参加する機会を新たに設けたいと考えております。

平成32年度以降につきましては、生徒は本校に在籍した上で、生徒の学習機会を確保していくため、生徒の実態を踏まえながらということではございますが、原則として、生徒が本校に通学し、授業に参加する回数を月2回程度、それから、本校の教員が病院に出向き授業を行う訪問教育を、週3回程度行うことを考えております。

なお、生徒は安浦病院の入院患者でもございますので、平成31年度以降、生徒が本校の授業へ参加することや、平成32年度から訪問教育を実施することにつきましては、病院側から基本的な同意は得られておりますが、実施回数や時間などの具体につきましては、生徒の体調等を踏まえながら、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、資料の2ページを御覧ください。今回の再編整備に伴いまして、「広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則」のうち、安浦病院の入院患者は黒瀬特別支援学校に就学するという旨の規定を、平成32年4月1日を施行期日として削除したいと考えております。

なお、この規定につきましては、安浦病院の所在地である呉市安浦町は、本来、呉南特別支援学校の就学区域であることから、特例として定めているものでございます。この規則の一部改正を施行する平成32年4月1日以前に、安浦分級に在学する生徒につきましては、経過措置を設けまして、引き続き黒瀬特別支援学校本校に就学することとしたいと考えております。

資料の3ページには、規則の改正案を、4ページには新旧対照表を添付しております。説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたら、お願いいたします。

志々田委員： かつて、特別支援学校の整備が十分ではなくて、その時代に学校教育を受けられなかった、高校進学ができなかった皆さんに、学習機会を与えてきたという意味では、この分級の役割というのは大きかったと思うのですが、地域での医療のことをよく御存じの病院側から見ても、この先、それほど需要がないだろうということがはっきりしたので、今回整理をしようということになったと理解しても良いでしょうか。

吉田県立学校改革担当課長： 安浦分級の今後の在り方につきまして、病院側といろいろ協議を重ねてまいりました。問題なのは、入学希望者がどれぐらいいるかということになるかと思えます。

病院のお話によりますと、来年1名入学を検討されている方がいらっしゃるということですが、それ以降にはもうおられないのではないかとことです。

志々田委員： 分級というものの自体がとても少ないと思うのですが、広島西特別支援学校が医療センターの中にあるのと、この安浦分級以外はないのですか。

吉田県立学校改革担当課長： 病院や施設に併設している特別支援学校ということですが、先ほどおっしゃられました広島西特別支援学校、これは独立行政法人の国立病院機構の広島西医療センターに併設し、そのほかに2校ございまして、西条特別支援学校、本校の方は医療型障害児入所施設の若草園及び若草療育園に併設しております。また、この西条特別支援学校の八本松分級、こちらが医療型障害児入所施設わかば療育園に併設しています。ですので、病

院や施設に併設している特別支援学校や分級は、安浦分級以外に3校あるということです。

志々田委員： たくさんの方たちのためにというよりは、特別なニーズを必要とする方たちのために、寄り添うような学校と、それから医療というものの両方をうまく行き渡らせることが教育委員会の使命だと思いますので、是非今後も細やかなニーズの把握をしていただいで、ずっとなくなるというよりは、地域の様々な施設との連携の中で、また必要が出てきたら再検討するというように、柔軟に対応していただきたいと思います。今回は、そういう意味では統合という結論が出るのは仕方のないことかなと思います。

中村委員： 御説明をお聞きすると、平成32年度以降は、減ってはいくけれども、少なくとも3年生が1人は在籍するということでしたね。新たに入学を検討している人がどうなるかは別にしても、この1人が卒業するまで、あともう1年待てなかったのかなという気もするのですが、病院とは基本合意ができていているということですが、この分級の生徒、あるいは保護者の理解というものは、得られているということでしょうか。

吉田県立学校改革担当課長： 今回の再編整備の内容につきまして、黒瀬特別支援学校の校長から、生徒及びその保護者に事前に説明しておりまして、御了解はいただいでいると聞いております。

中村委員： 確かに規模的にも理解はするところなのですが、先ほど病院や施設に併設している学校が、他にも3校あるというお話でしたが、それ以外にも、例えば社会福祉法人に入所して特別支援学校に通っている児童生徒もいると思いますし、あるいは、通うこと自体が難しく、先生に来てもらって授業を受けている児童生徒もいますよね。詳しい人数は分かりませんが、大きい社会福祉法人とかだと、ある程度そういった児童生徒がいるケースがあるのかどうか、もしあれば、志々田委員の質問・意見にも関連しますが、今後また分級を作るということもあり得るといえることなのでしょうか。

西岡特別支援教育課長： 施設入所している児童生徒に教育を行うために、特別支援学校が訪問教育というものを実施しております。現在、家庭や病院、そういう施設などに訪問教育を行っている学校としては、県立特別支援学校11校ございまして、教育が必要な子供さんには、そういう形で教育を提供しております。

中村委員： そういうニーズは確かにあると思うのですが、施設によっては、そういうことを必要としている児童生徒がある程度まとまって入所しているケースもあるのではないかなと思うのですが、今はなくても、今後そういうことがあれば、また新しく分級を作るといったこともあり得るといえる理解でよろしいですか。

吉田県立学校改革担当課長： その場合は、やはり設置の是非について検討をしていく必要があるかと考えております。

中村委員： 先ほど、解体という御説明がありましたけれど、安浦分級は、病院の中に校舎を建てているのですか、それとも病院の施設を借りているということなのでしょうか。

吉田県立学校改革担当課長： 安浦分級の施設でございますが、安浦病院の敷地をお借りしまして、県が教室等を設置している部分と、安浦病院の施設そのものをお借りしている部分とがございます。

中村委員： 先ほどの質問にも絡みますけれども、必ずしも全ての施設を県で作らなくても、既存の社会福祉法人等のスペースや建物を借りて、分級を設置するというのも当然あり得るといえることですかね。

吉田県立学校改革担当課長： 安浦病院につきましても、本校への統合後、まだ生徒がいますので、卒業までは安浦病院の中の施設をお借りして、そこで訪問教育という形をとらせていただこうと思っております。

その他につきましても同様の考え方で、もし分級をまた設置することとなれば、どういったやり方が良いのか、その具体は病院等と調整をしながら、適切な教育環境を整える必要があるかと考えております。

中村委員： 是非柔軟によりしくお願いいたします。

細川委員： この1ページの平成32年度以降のところに、本校から訪問していただいたり、移動して授業を受けたりということが書かれているのですが、児童生徒、それから教職員に過度な負担がかかったりということはないのですか。

ここに限らず、結構離れているところへの訪問教育をしていただいていると思うのですが、その辺の負担というのはいかがでしょうか。

吉田県立学校改革担当課長： 訪問教育を実施するというので、生徒はもちろん、教職員にも負担のかからないようにと考えております。

まず、本校とこの分級の間は、車で20分程度の距離でございます。また、生徒の移動に当たっては、その子の体調面や安全面に最大限配慮する必要があることから、生徒専

用のバス又はタクシー等の借り上げによる移動を考えているところでございます。

いずれにせよ、生徒の体調というのが一番であると思いますので、病院とよく協議しながら、柔軟に平成32年度以降、対応してまいりたいと考えております。

平川教育長： そのほか御意見、御質問ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

以上で本件の審議を終わります。

報告・協議 1 平成31年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任方針について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 1、平成31年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任方針について、中谷義務教育指導課長、説明をよろしくお願いします。

中谷義務教育指導課長： 報告・協議 1によりまして、平成31年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任方針について御説明をいたします。

教科用図書選定審議会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律によりまして、毎年度、県教育委員会に置くこととされております。

資料 1 ページを御覧ください。まず、「1 選定審議会における重点審議事項」を御覧ください。次年度の選定審議会におきましては、(1)、(2)の2点について審議していただくことになっております。

次に、2でございますけれども、委員の選任に当たっての基本的な考え方でございますが、ここには6点の考え方を示しております。これにつきましては、これまでの考え方と変更はございません。

次に、「3 委員の構成」について御説明をいたします。委員の区分につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第9条に基づきまして、1号委員として校長及び教員を、2号委員として教育委員会関係者を、3号委員として学識経験者を任命することとなっております。

なお、委員の定数は、広島県教科用図書選定審議会委員定数条例によりまして、20名となっております。来年度は、新しい学習指導要領に基づいた小学校用教科用図書の採択が初めて行われることから、国立、私立小学校の委員をそれぞれ1名ずつとしております。

なお、参考といたしまして、3ページに過去10年間の委員の構成表を付けておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

それでは、資料の2ページを御覧ください。ここに、義務教育諸学校の教科用図書の検定・採択の周期をお示ししております。平成31年度につきましては、小学校・義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部の教科用図書の全ての教科、中学校・義務教育学校後期課程及び特別支援学校中学部の教科用図書の「特別の教科 道徳」を除いた全ての教科の採択を行います。

なお、下の注の3にお示ししておりますように、義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書、いわゆる一般図書の採択につきましては、毎年度行うこととなっております。教科用図書選定審議会では、これらの採択に関する審議を行っていただくこととなります。

なお、4ページには、選定審議会の設置についての法的根拠等を、5ページには、次年度の教科書採択に係る日程をお示ししております。

今後、慎重に人選を行いまして、3月の教育委員会会議において選定審議会の委員候補者を提案させていただく予定でございます。

以上、よろしく御願いたします。

- 平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたら、お願いいたします。
- 志々田委員： いよいよ新しい教科書の選定のために、たくさんの方たちに御協力いただかなければいけないタイミングになったのだなと改めて思って聞いていました。
- 一つ教えてほしいのですが、国立の小学校、それから私立の小学校の教科書というのは、この広島県教科用図書選定審議会の関わる範囲なのでしょうか。
- 中谷義務教育指導課長： この中で選定方針はもちろんなのですが、採択に係りましては、選定資料を作成しているところでございます。その選定資料につきましては、国立、私立学校にも配付をしております。それを参考として、各学校で選定していただくこととなっております。
- 志々田委員： そういうことで、国立の小学校とか私立の小学校の先生たちも、1号委員で参加していただくということになっていると。もともと、国立も私立の先生も入っておられたのですか。
- 中谷義務教育指導課長： その点につきましては、先ほどの3ページの3を見ていただければと思うのですが、例えば今年度の採択で申しますと、中学校の採択ということでありましたので、国立、私立の中学校の関係者に委員に入らせていただいているといったように、その年々の主要な課題に対応して、委員の選任をお願いしているところでございます。
- 志々田委員： たくさん、いろいろな方たちの視点で見ていただくことが重要だと思いますし、その方が、様々な幅広い選択につながっていくと思いますので、是非いろいろな方にこれからも御協力いただいて、濃い審議会ができればいいと思います。
- 菅田委員： この度の件ではないのですが、将来的に小・中の連携とか、一貫教育とかにおいて、今現在は、条例によって20名の選定委員ということで、小学校の教科書のときは小学校、中学校のときは中学校の私立、国立の先生に、1名ずつ入らせていただいているという数字になっていますけれども、将来的には条例で選定委員を22人にすることも検討するようになって考えてよろしいのですか、どうなのでしょう。
- 中谷義務教育指導課長： 、そこまでまだ検討していないといったところが率直なところでございます。
- なお、先ほどの表を見ていただきますと、必ずしも小学校だけでもありませんし、中学校だけでもありませんので、現状はこの枠の中で足りているのではないかと考えておりますけれども、そういったニーズ等があれば当然検討していかなければいけない時期が来るかもしれないと考えます。
- 平川教育長： そのほか、御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

報告・協議2 小学校（5，6年生）の英語教育の「教科」化の動向について

- 平川教育長： 続きまして、報告・協議2としまして、志々田委員から提案のありました、小学校（5，6年生）の英語教育の「教科」化の動向につきまして、まず志々田委員から提案の趣旨について御説明をお願いいたします。
- 志々田委員： 資料の2枚目に提案の趣旨というところがありますので、御覧いただければと思いますが、小学校5，6年生の英語の教科化というのが、2020年に全面実施をされることになっていることは皆さんも御承知のことかと思っております。この導入に関わる政策動向を、今一度我々としても確認をしておきたいというのが一つと、それから、広島県の準備状況とか課題というのを、今年度から全面展開している学びの変革で様々な実績を積んでいるので、そうしたモデル事業等、熱心に取り組んでこられた先生方のノウハウが、どれほど実践の場で波及し、生かしているのかということをお聞きしたくて提案をさせていただきました。
- 全国でいろいろなお話を聞くと、まず先生方がうまく授業ができるのかどうか不安であるという声、それから、教科化ということで、子供たちに高いスキルをつけてもらいたい、そういった指導が本当に学校でできるのかという保護者や地域の方々の不安もあろうかと思っております。
- そういったところを払拭するためにも、広島県でやってきた学びの変革が全国に発信できる所は大きいと思っておりますので、是非ともこれまでの取組ということをお教えいただければと思います。

平川教育長： それでは、志々田委員から説明を求められたことにつきまして、中谷義務教育指導課長、説明をお願いします。

中谷義務教育指導課長： それでは、平成32年度から5、6年生で教科化されます小学校外国語、英語の導入に向けまして、本県の準備状況について御説明をさせていただきます。

資料につきましては、資料1及び、後ほど資料2を使わせていただきます。

まず、昨年度までの取組について、小学校の外国語の教科化に向けましては、平成27年度から昨年度までの3年間、大きくは次の二つの取組をしてきたところでございます。

1点目は、「広島県小学校英語教育推進リーダー研修」でございます。この研修は、県内の各小学校に、外国語教育推進の中核となる教員を育成することを目的といたしまして、国の中央研修を受講した先生方が講師となって実施したものでございます。

3年間で350名の小学校の教員が受講しておりまして、受講者は各学校において外国語教育に関わる校内研修を実施するなど、研究推進の中心となっていただいております。

2点目でございますけれども、平成29年度に実施いたしました新学習指導要領を踏まえた小学校外国語教育の研究でございます。これは、国の事業の研修協力校といたしまして、県内の6校を指定し、新学習指導要領を踏まえた小学校外国語教育のカリキュラムを作成するとともに、教科化に対応した指導方法について研究を行ったものでございます。

指定校は、研究の成果を普及するため、各校において公開研究会を行い、1点目の取組において受講いたしました各学校の中核となる教員が、そのモデルの授業を見て協議をしたところでございます。

次に、今年度からの取組について御説明をいたします。今年度の重点といたしましては、一つに、新学習指導要領の趣旨、内容の周知を図る。そして、これを踏まえた指導方法について普及を図っているところでございます。

まず、新学習指導要領の趣旨、内容の周知につきましては、これは外国語だけではありませんけれども、昨年9月に、県内6か所におきまして、小・中学校の管理職、教務主任、市町教育委員会指導主事を対象といたしました新学習指導要領の概要説明を行い、その後、12月には市町教育委員会指導主事を対象といたしまして、新学習指導要領の「解説」について教科ごとに説明をしたところでございます。それを受けまして、今年度、来年度の2年間で小・中学校等の全ての教員に周知することとし、平成30年度は豪雨災害で延期になった地区を除き、8月に県内9か所におきまして、小・中学校等の教員を対象に外国語を含む新学習指導要領「解説」についての周知を図ったところでございます。

一方、指導方法等の普及につきましては、今年度、来年度の2年間で、「小学校外国語パワーアップ事業」を実施しております。これにつきましては、資料2を御覧ください。この事業は、小学校教員の外国語教育に係る指導力を向上させることを目的に実施しており、広島市を除く全ての市町の各1校を指定校とし、22人のパワーアップリーダーを配置しております。

パワーアップリーダーが各市町の外国語教育をリードできるよう、新学習指導要領を踏まえた小学校外国語の指導方法や、国の新教材の活用方法等につきまして、研究を進めているところでございます。

このパワーアップリーダーに対しましては、県では、年間6回の研修を行っております。そして、研修が2回終了するごとに、各市町が主催する研修におきまして、パワーアップリーダーが、域内の小学校から参加している教員に対して、研究成果の普及等を行っております。

今年度は11月までに4回の県主催のパワーアップリーダー研修が終了しており、現在、各市町におきまして、2回目の研修が開催されているところでございます。

今年度、ここまでの研修等によりまして、指定校においては大きく次の2点の成果がでございます。

1点目は、先生方が具体的なコミュニケーションの目的や場面を設定した言語活動を行うなど、新学習指導要領の指導の重点を踏まえた授業づくりが進んでいるということでございます。

2点目は、児童の英語学習に対する意欲が向上しつつあると捉えております。例えば、9月に実施いたしました指定校の子供たちに対するアンケート調査では、「外国語活動の授業以外で英語を使ってみたいと思います」の項目で、肯定的に回答した児童の割合は85.8%でございました。

一方、例えば書くことの指導におきまして、英語の正確さにこだわるあまり、子供が伝えたい内容に先生の意識が向かず、英単語のつづりでありましてかピリオドの打ち方などの指導に偏ってしまう授業が見受けられることが課題であると考えております。

今年度は、各市町で実施する研修に、各小学校から2名程度、全県で約600名の小学校教員が参加する予定となっておりますので、これらの課題につきましましては、引き続き研修内容を校内研修等で普及するなど、各学校単位で新学習指導要領を踏まえた授業づくりが進むよう、指導、助言してまいりたいと考えております。

以上で小学校外国語の導入に向けての準備状況についての御説明を終わります。よろしくお願いたします。

平川教育長： それでは、小学校（5，6年生）の英語教育の「教科」化の動向につきまして協議を行います。

御質問、御意見はございませんでしょうか。

志々田委員： 県教委として、各教育委員会と連携して、どんな検証をしているのかよく分かりました。

もう一つお聞きしてみたいのは、そうしたリーダーになる先生方が校内研修の場面で、どんな研修をしておられるのか。やはり、いつ自分が担任になるのか分からないので、全ての先生たちに研修を受けてもらって、力を付けていただきたいなどと思っているのですが、リーダーの先生たちが自分たちの学校に戻ってきて、どんな校内研修をしているのか、もし事例があれば教えてください。

中谷義務教育指導課長： 全ての学校が一律にということではないですけれども、パワーアップリーダー研修等で使いました資料については、市町研修等でも配付したりもしておりますので、そういったものを基に研修をしていただいたり、また、特に国の新教材につきましては、各学校に副読本のようなものとか、それからスモールトーク発音トレーニングみたいなものも教師用として配られていますので、そういったところも具体的に練習をされたりというようなことをされているとは伺っておりますが、具体にもっと詳しいところというのは、まだ把握しておりませんので、そういったところも次の研修等で把握してまいりたいと思います。

近藤委員： 2020年からということは、もう1年あつての実施となつて、裾野を広げていく必要があるのだと思うのですが、どの先生でも自信を持って授業ができるようにということで、現場の先生方の受け止め、不安みたいところを、どのように把握されているか、要は研修を重ねることで不安が解消されている状況があるのかどうかという部分と、来年度、開始1年前、今年度の取組を踏まえて、どんな研修等を予定されているのか、もし決まっていることがあつたら、そこも併せて教えてください。

中谷義務教育指導課長： 小学校教員の不安というのは、かなり強いというのが率直なところだと思います。今までやったことのないことですので、それは前提としてあると思います。

できる限りそういった不安を払拭し、自信を持って指導に当たっていただくためにも、先ほども申しました国の教材の活用でありますとか、さらには、小学校の先生方の英語力の向上というのが重要であると考えております。

したがいまして、現在のところは、裾野を広げると言いますか、先ほど言いました、600名を対象とした校内研修等で、校内での広がりを期待しているところではございますけれども、一方で、個別の授業に対する指導というのを、今後重点的に考えていかななくてはいけないということで、義務教育指導課としては、具体の授業に対して、今度は指導をしていくということが非常に重要であるかなという問題意識は持っております。

中村委員： 基本的には、新学習指導要領に沿った形で、教科として取り入れていくということだと思うのですが、教科書も今からできてくるというか、来年度、選定して採択していくということで、まだ具体的にはないのですよね、おそらく。その辺りがどうなのかということと、学びの変革に取り組んできている広島県として、更に踏み込んだ形の工夫というのは何か考えられているのかどうかというところを教えてくださいませんか。

中谷義務教育指導課長： こちらに持っておりますが、こういった資料が国から配付されておまして、教科書につきましては、一応これが見本になるということをお文部科学省からは聞いております。ただ、これを基にして各教科書会社がどのようなものを作るかということについては、まだこちらには全く情報がありませんので分かりません。

それから、学びの変革につきましては、確かに、いわゆる異文化間協働活動というのがありますので、その辺のところもしっかり取り組んでいかななくてはいけないと思っておりますが、まずもって小学校の外国語の教科化につきましては、各学校でしっかりと

した授業がなされることというのが、まずは最重点と考えております。その上で、学びの変革にのっとった取組も考えてまいりたいと思っております。

中村委員： いろいろな児童がいる中で、一応横一線で5年生からみんなで初めて勉強するということをプラスに捉えて、それまでの積み重ねがなくても興味を持って取り組んでもらう、あるいは興味を持って積極的に勉強してもらえんというような、英語教科にしてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

菅田委員： 先ほど中村委員が言われたように、英語に親しむ、楽しむということで進められるのは非常にいいと思うのです。

一方で、教科化されると、私立中学校とかで、受験科目に英語を入れるということも一部懸念されているのですが、広島県においては、そういった動きがあるのでしょうか。

中谷義務教育指導課長： 現状、私どもでは、そのような動きは把握しておりません。

細川委員： 中村委員の御質問にも関連するのですが、先ほど課長が御説明いただいた中で、ピリオドの打ち方とか、技術面に偏らないようにとおっしゃったのですが、やらなくてはならないからやるのですというように、かたいイメージでなくて、皆さんが始めるときにつまづかないように、何よりも楽しく英語を身に付けて、嫌いにならないためという指導内容が、このパワーアップリーダー研修の中にあるのでしょうか。

中谷義務教育指導課長： それにつきましては、今回、外国語教科化に伴いまして、まず3、4年生の外国語活動において、外国語の音声の表現に慣れ親しむことということになっております。教科になりましたので、当然基礎的な技能というものを身に付ける必要はございますけれども、中学年のときは読むこと、書くことの領域はなく、話すこと、それから聞くことというようなものになります。高学年で書くことと読むことが入りますけれども、これもまだ慣れ親しむといった程度でございまして、音声によるコミュニケーションというものが大変重視されているところでございます。

細川委員がおっしゃるとおり、しっかりとコミュニケーションをとっていこうという姿勢、そういったものを注視していく、又は、そういった内容を追って、パワーアップ研修でも、まず話すこと、やりとりの指導について、どのように子供たちに指導していけばいいかといったような中身でスタートして、次の段階で、それをどう書くことに移すかといった点を今研修しているところでございます。

志々田委員： 自分たちの使っている言葉と違う言葉を使うとか、違う言葉をしゃべっている人たちのことを知りたいと思ったり、話したいと思ったり、コミュニケーションとりたいという思いをどう持てるかということだろうと思います。外国語は、英語を中心に今考えているところだと思いますが、クラスの中には、いろいろな外国語の背景を持っている子供さんたちがいたり、保護者の皆さんもいろいろな地域の方がいらっしゃることもあろうかと思しますので、英語の授業だけにこだわらずに、様々な言葉を使うコミュニケーション、同じ言葉を使わないでもコミュニケーションとれるのだよねとか、そういう知らない言葉をもっと知ってみたいというような、子供たちの好奇心というか、異文化理解とか、多様性の理解というところと、この英語教育とを合わせてもらって、総合的な学習の時間であるとか、保護者との交流だとか、地域との交流といったものに広がっていただけると、もっと子供たちにとって楽しい、ピリオドの位置だとか、そういうことではない、本当にやりたい、新しい学習指導要領が目指しているような開かれた教育課程が組めると思います。

一生懸命やってくださっているのはよく分かっているのですが、一生懸命になり過ぎていないのかなというのが少し不安だったので、是非とも反省の中にも出ている、書くことにこだわり過ぎないで、多様な他者を理解する一つのツールとしての言葉、外国語というものを子供たちが理解できるように、ますます研究を深めていただければと思っています。

教科、外国語活動と教科は別なのではなくて、外国語活動の上に教科化が乗っているという理解であれば、先生方は今までやってこられたことなので、それほど不安にならなくてもいいのかなと思います。県教委のサポートが何より先生方の支援になると思いますので、その辺り寄り添って、先生たちと共にスキルと教材を磨いていただければと思います。

細川委員： もう一つ申し上げるのですが、以前バンコクの、日本でいえば高校に当たる学校へ行ったときに、彼ら、彼女たちは、タイ語は母国語で、なおかつ英語はぺらぺらにしゃべりますよね。私たちが訪問したときに、日本語を勉強しているのですよ。今からは、

タイは日本と仲良くしなくてはいけないということで、第2外国語として日本語を学習していました。

今、私の地元でも、2020年オリパラでメキシコの選手団が来るので、にわかにはスペイン語をちょっと勉強したりして、挨拶程度ぐらいはしゃべりましょうということになっておりますけれど、高校段階で、英語はもちろんしゃべれる、理解できるのだということで、その上に自分たちが将来関わるであろう国の言葉まで、ステップアップする、その第一歩として、小学校の外国語を捉えていただけたらなと思っています。

中谷義務教育指導課長： 先ほど志々田委員がおっしゃったことも含めて、大変大事なことだと思っております。その辺のところをしっかりと考えつつ、広い視野で先生方に対しての支援を引き続き行ってまいりたいと思います。

近藤委員： 昨年、忠海学園を訪問させてもらったときに、英語マップを総合的な学習の時間で作っているというお話をお聞きしたことがあるのです。ウサギの島で外国からの観光客がたくさんいらっしゃるようで、実際にそうやって生徒さんが自分の地域を知ってもらおうという、そういう意識で、自分たちで作ってやっていくと、やはり英語に対する関心とか、それを渡して伝わったとか、理解してもらえたというような、そういう喜びがあると、学習する意欲にもつながるだろうと思いますので、広島でやっている今までの積み重ねも使っていくながら、地域それぞれ、先ほど細川委員のお話もありましたけど、地元で外国の方が来られる機会だとかを活用をして、ただ机の上だけではなくて、生のやりとりや外国語を勉強する意味・目的みたいなのが実感できるような授業構成というものも入れていただければと思います。

中谷義務教育指導課長： これもおっしゃるとおりでございます。小学校パワーアップ事業での実践事例におきましても、やはり英語を使う必要性が感じられる単元設定でありますとか、自分の考えや気持ちを表現できる活動が大事であるといったことを指導しております。例えば江田島のある学校では、観光客をもっと呼ぶために、島の良さをアピールするポスターを作ろうといったことで活動をしたり、さらには、これは別の市町の学校でございますが、学校で行うイングリッシュデイに向けてALTに招待状を書こうといったような活動、そして、そこにALTを招待して日本文化を体験してもらおうといったような単元設定なり、題材設定をして取り組んでいたような事例はございます。

平川教育長： そのほか、御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

続きまして、先ほど公開しないと決定した議案につきまして審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(14:24)

【非公開審議】

第1号議案 平成30年広島県議会12月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について

て

平成30年広島県議会12月定例会に提案される教育委員会関係の議案に対する意見について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第3号議案 教職員人事について

小学校長の人事異動について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(15:02)